



## 損害賠償請求事件の判決

平成29年6月7日に釧路地方裁判所民事部から芽室町代表者町長宮西義憲あての訴状の送付があり受理した2件について、判決が言い渡されました。

### ■請求の内容

1 被告芽室町長に対し、平成26年度芽室町総合体育館バイオマス発電設備工事の工事期間内の竣工及び稼働を怠ったとして、当時の監督員・検査員・企業体に損害賠償を請求すること

2 被告芽室町長に対し、平成27年5月29日に提起された損害賠償請求訴訟に係る訴訟事務委託料の公金支出が違法であるとして、町長個人に損害賠償を請求すること

### ■口頭弁論

平成29年6月26日(月)

### ■判決日

平成29年9月26日(火)

### ■判決の本文

- 1 原告の訴えを却下する
- 2 原告の請求を棄却する
- 3 訴訟費用は原告の負担とする

閩総務課行政管理係

☎6219720

## 11月30日は「年金の日」です

厚生労働省では、「国民お一人お一人」「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただく、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることが出来ます。

ご利用には「ねんきんネット」への登録が必要です。詳しくは、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、帯広年金事務所にお問い合わせください。

閩帯広年金事務所

☎2518113

住民生活課住民係

☎6219723

## 芽室町ふるさと応援寄附金の運用状況公表

町では、平成21年8月から施行された芽室町ふるさと応援寄附条例並びに芽室町寄附金管理基金条例に基づき多くの皆様から寄附金をいただきました。

寄附金につきましては、寄附者の皆様の芽室町への想いを大切に、まちづくりの有効に活用します。

### ■寄附金の受領状況と活用状況

●寄附金の受領状況(平成29年4月～平成29年9月までにいただいた寄附金)

### ①寄附金の使い道の希望別

使途希望区分	件数 (町内寄附分)	金額 (町内寄附分)
農業・商工業の振興に関する事業	623件 (0件)	6,270,000円 (0円)
教育・文化の振興に関する事業	271件 (0件)	3,310,000円 (0円)
ゲートボール等のスポーツの振興に関する事業	29件 (0件)	260,000円 (0円)
子育て支援・青少年健全育成に関する事業	1,002件 (0件)	10,000,000円 (0円)
福祉・コミュニティ活動の推進に関する事業	188件 (1件)	1,940,000円 (50,000円)
公立芽室病院の運営に関する事業	225件 (2件)	2,482,900円 (200,000円)
自然環境・地域景観の保全に関する事業	502件 (0件)	4,980,000円 (0円)
その他の事業 (上記以外の事業を指定及び一般行政振興)	1,452件 (15件)	23,256,202円 (6,516,202円)
合計	4,292件 (18件)	52,499,102円 (6,766,202円)

寄附金の活用状況(平成29年4月から平成29年9月までにこのように活用しました)

寄附者の 使い道の希望	活用した寄附金	活用された事業
公立芽室病院の 運営に関する事業	200,000円	公立芽室病院運営費
合計	200,000円	

閩総務課総務係

☎6219720

町では、平成21年8月から施行された芽室町ふるさと応援寄附条例並びに芽室町寄附金管理基金条例に基づき多くの皆様から寄附金をいただきました。

これまでいただいた寄附金のうち、予算化されていないものは、すべて芽室町寄附金管理基金に積立てしており、今後も大切に活用させていただきます。